

# 高崎市立地適正化計画

～届出の手引き～

高 崎 市

－ 目 次 －

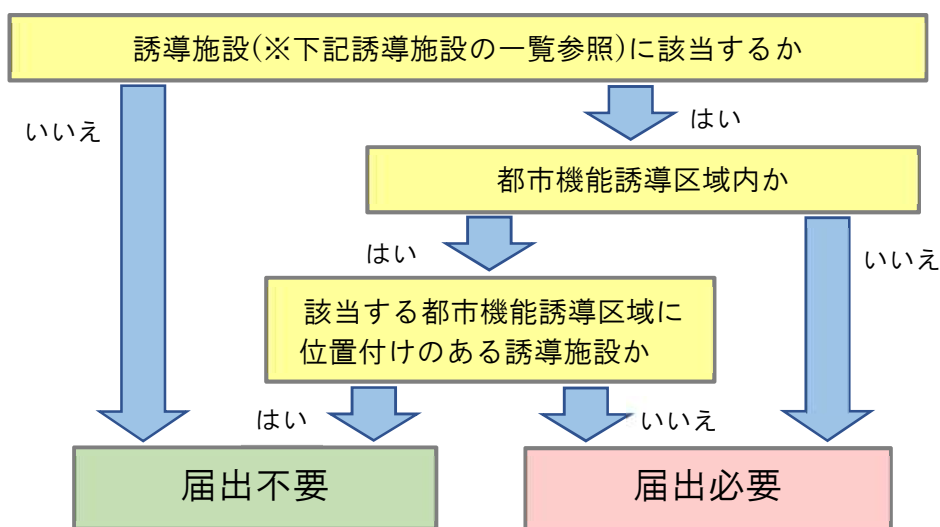
はじめに	1
1. 立地適正化計画とは	2
2. 都市機能誘導区域に係る届出について	3
3. 居住誘導区域に係る届出について	8
4. 法令の順守	12
5. 届出書類と記入例について	13
6. 届出に関する Q&A	21

# はじめに

立地適正化計画区域内で一定規模の開発・建築等行為などを行う場合は届出が必要（都市再生特別措置法第88条・第108条）になります。計画している開発行為や建築等行為が次のフローにあてはまる場合は、市長への届出が必要になりますので、本手引きをご参照ください。

なお、届出が必要な地域では、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険区域に該当している場合がありますので、あらかじめハザードマップでご確認をお願いいたします。

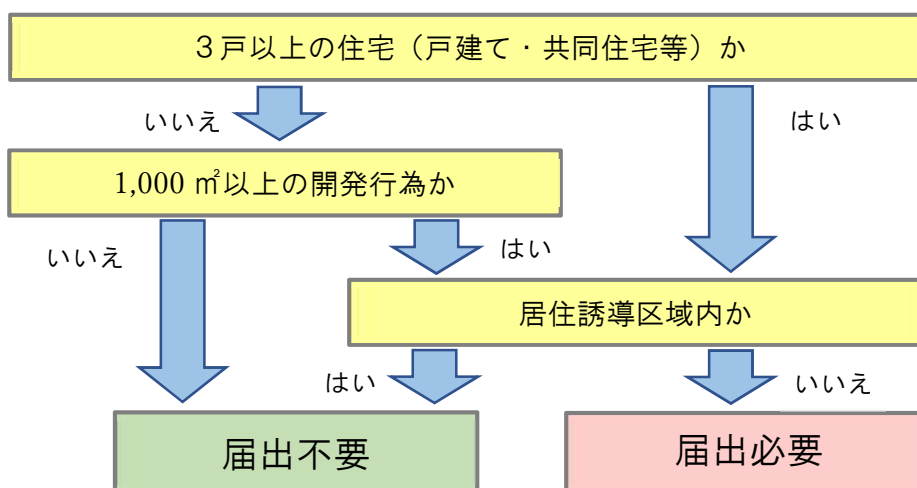
## 【非住宅の開発・建築等行為の場合】



誘導施設の一覧 ※都市機能誘導区域内の誘導施設を休止・廃止する場合も届出が必要です

分野	誘導施設	分野	誘導施設
医療	病院（病床数20床以上）	金融	銀行・信金・郵便局等
交流	展示・会議施設等	文化	図書館・文化ホール等
福祉	福祉会館・シルバーセンター	子育て	子育て支援センター
行政	市役所・支所	商業	大型店舗（1,000㎡以上）

## 【住宅の開発・建築等行為の場合】



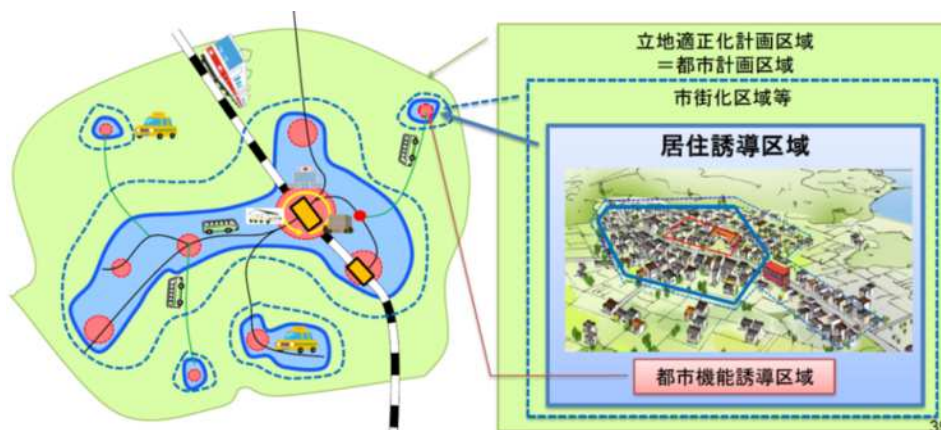
# 1. 立地適正化計画とは

## (1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・子育て・商業等の都市機能の立地および公共交通の充実に関する都市全体を見渡したマスタープランとして、持続可能なコンパクトシティのまちづくりの基本的な方向性を定める計画です。

### 【立地適正化計画制度の概要】

- 居住及び都市機能の立地の適正化を図るために作成する計画です。
- 届出・勧告による緩やかな立地コントロールと経済的なインセンティブを組み合わせ、市街地の更なる拡大を抑制する制度です。（新たな線引きによる規制を行うものではありません。）
- 都市全体を見渡す観点から都市計画区域全体を計画区域とすることを基本としており、都市計画マスタープランの一部となります。
- 長期的な視点に立って都市構造の再編を推進していくアクションプランとしての性格から、おおむね5年ごとに評価を行います。



## (2) 立地適正化計画で定める内容

立地適正化計画には、主に以下の内容を定めます。

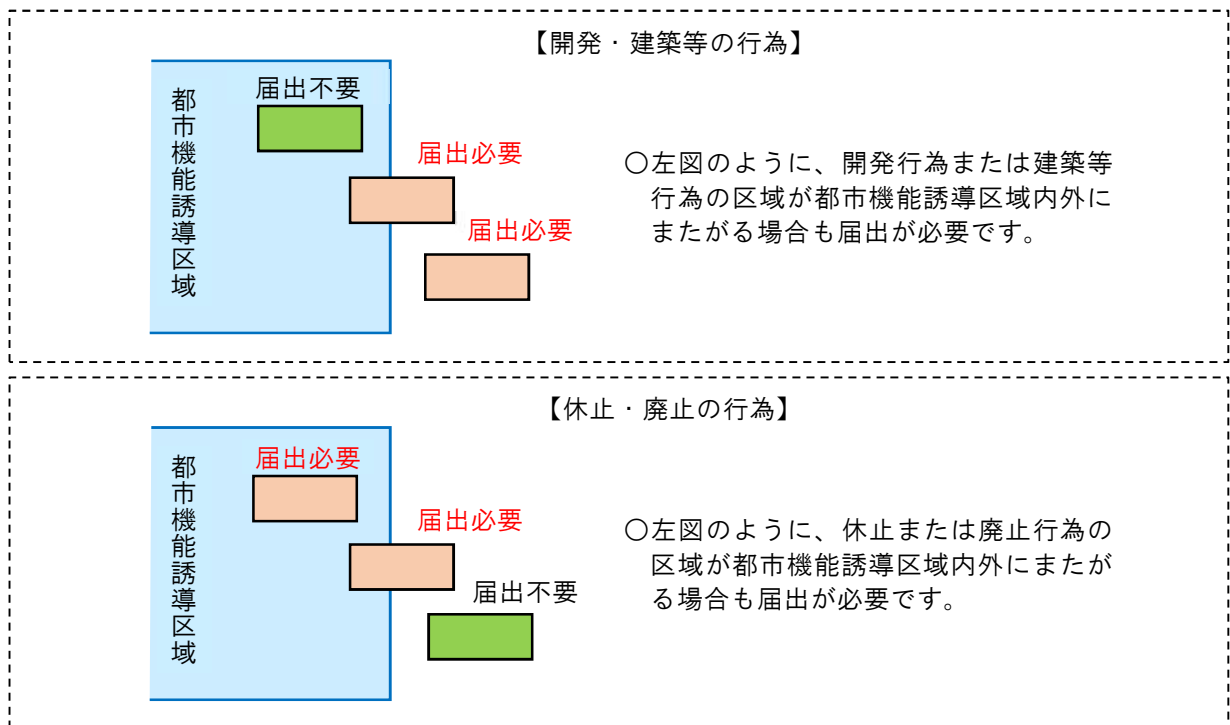
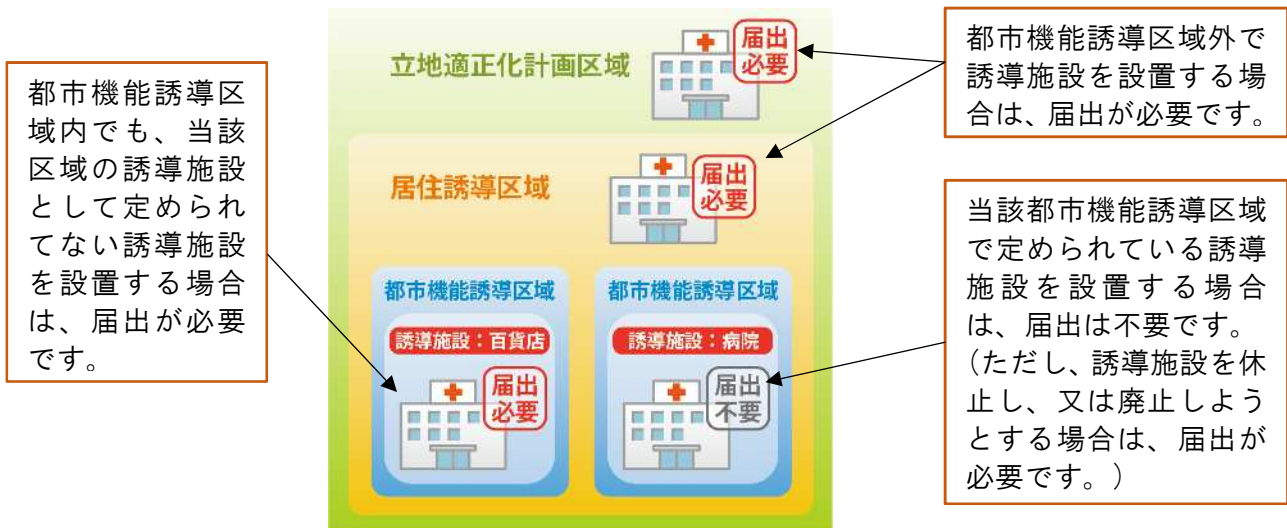
- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 都市機能誘導区域（生活サービス機能を誘導する区域）
- 居住誘導区域（居住を誘導し、人口密度を維持する区域（都市機能誘導区域を含む））
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導する都市機能増進施設）
- 誘導施策（誘導区域における誘導施設の立地や居住を誘導するための施策） 等

## 2. 都市機能誘導区域に係る届出について

### (1) 届出の対象となる行為

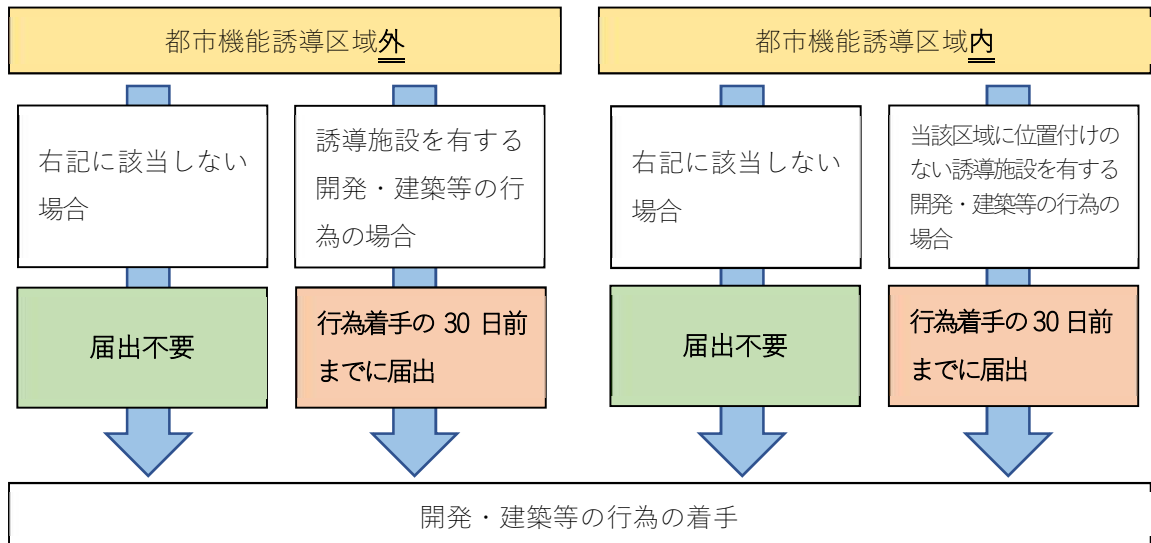
開発行為	■ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合
建築等行為	■ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ■ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ■ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
休廃止	■ 都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合 ・ 休止とは、施設の再開の意思がある場合をいう ・ 廃止とは、施設の再開の意思がない場合をいう

注：誘導施設についてはP5をご覧ください。

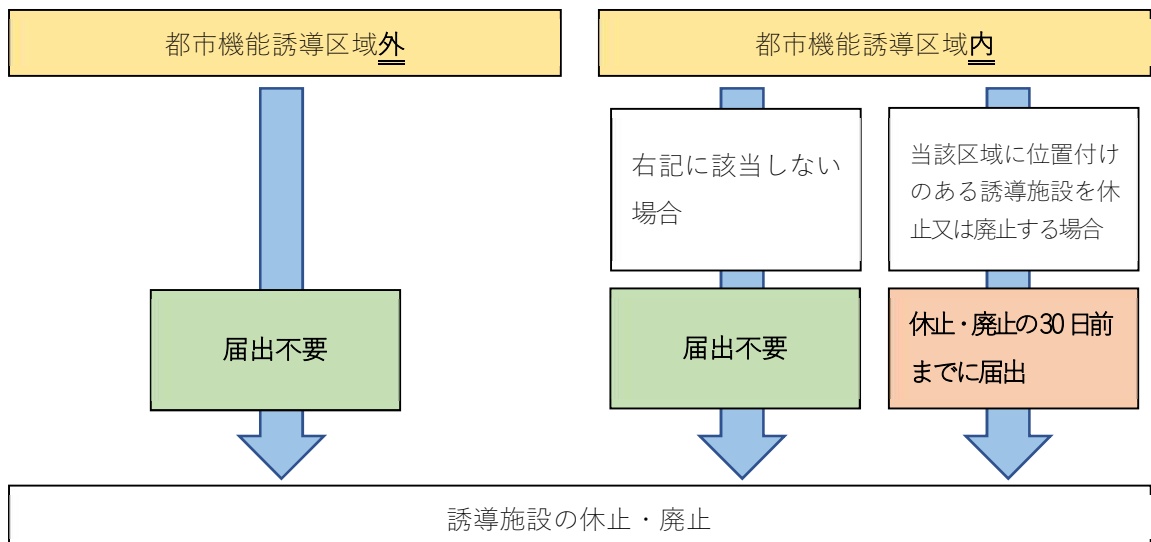


## (2) 届出の流れ

### (i) 開発・建築等の行為をする場合



### (ii) 誘導施設を休止・廃止する場合



※届出対象となる行為に着手する日の30日前までに、都市計画課に届出が必要です。

(注：開発行為と建築行為等が一体の場合はそれぞれの届出が必要です。)

※届出制度の効果的な運用のため、開発許可申請や建築確認申請等に先行して届出されるようご協力をお願いします。また、事前のご相談もご検討ください。

## (3) 届出を要しない行為

- 誘導施設を有する建築物で仮設のもの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 誘導施設を有する建築物で仮設のもの新築
- 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

#### (4) 届出の対象となる誘導施設

都市機能誘導区域は、高崎駅周辺、高崎操車場跡地周辺、問屋町周辺、群馬支所周辺、新町支所周辺、箕郷支所周辺、榛名支所周辺、吉井支所周辺の8地区を設定しています。

開発・建築等の行為をする場合に届出の対象となる誘導施設は、次のとおりです。(都市機能誘導区域については、P6～7の図を参照してください。)

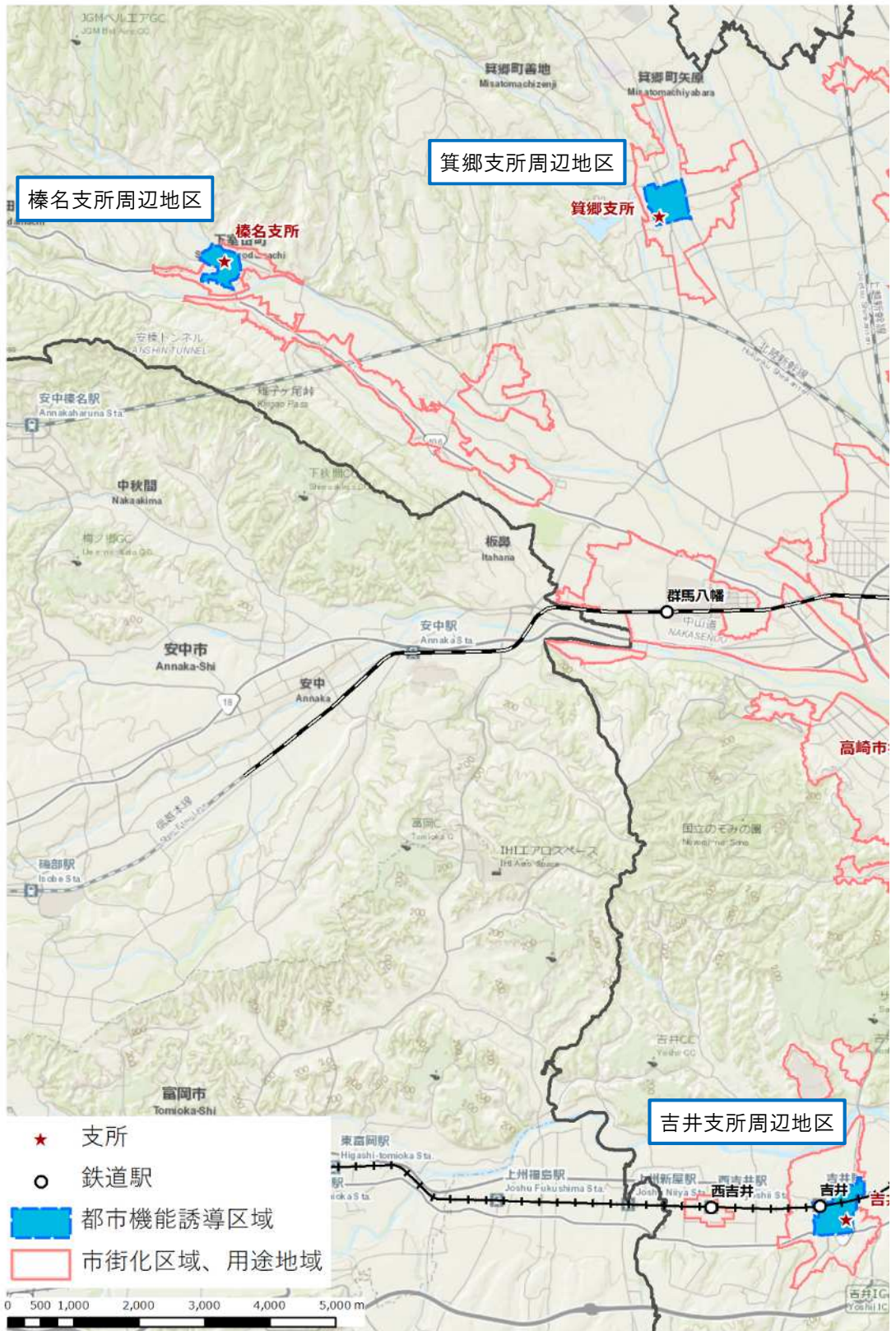
開発・建築等を予定している 都市機能誘導施設			届出対象区域								
			高崎駅 周辺	高崎操 車場跡 地周辺	問屋町 周辺	群馬 支所 周辺	新町 支所 周辺	箕郷 支所 周辺	榛名 支所 周辺	吉井 支所 周辺	都市機 能誘導 区域外
高次都市 機能	文化	文化ホール・文化会館 市民センター	—	要	要	要	要	要	要	要	要
		図書館	—	要	要	要	要	要	要	要	要
	商業	百貨店、大規模ショッピング センター [店舗面積1万㎡以上]	—	要	要	—	要	要	要	要	要
	交流	コンベンションセンター	—	要	要	要	要	要	要	要	要
一定の拠 点性を有 する都市 機能 日常生活 を支える 身近な生 活利便機 能	医療	病院 [病床数 20 床以上]	—	—	—	—	—	—	—	—	要
	金融	銀行・信金、郵便局等	—	—	—	—	—	—	—	—	要
	行政	市役所、支所	—	要	要	—	—	—	—	—	要
	文化	文化ホール・文化会館 市民センター	要	要	要	—	—	要	要	—	要
		図書館	要	要	要	—	—	—	—	—	要
	福祉	福祉会館、シルバーセンター	—	要	要	—	—	—	—	—	要
	子育て	子育て支援センター	—	—	—	—	—	—	—	—	要
	商業	大型店舗 [店舗面積 1,000 ㎡ 以上 1 万㎡未満]	—	—	—	—	—	—	—	—	要
交流	展示・会議施設	—	—	—	要	要	要	要	要	要	

※ 「—」は位置付けのある誘導施設、「要」は位置付けのない誘導施設（届出が必要）

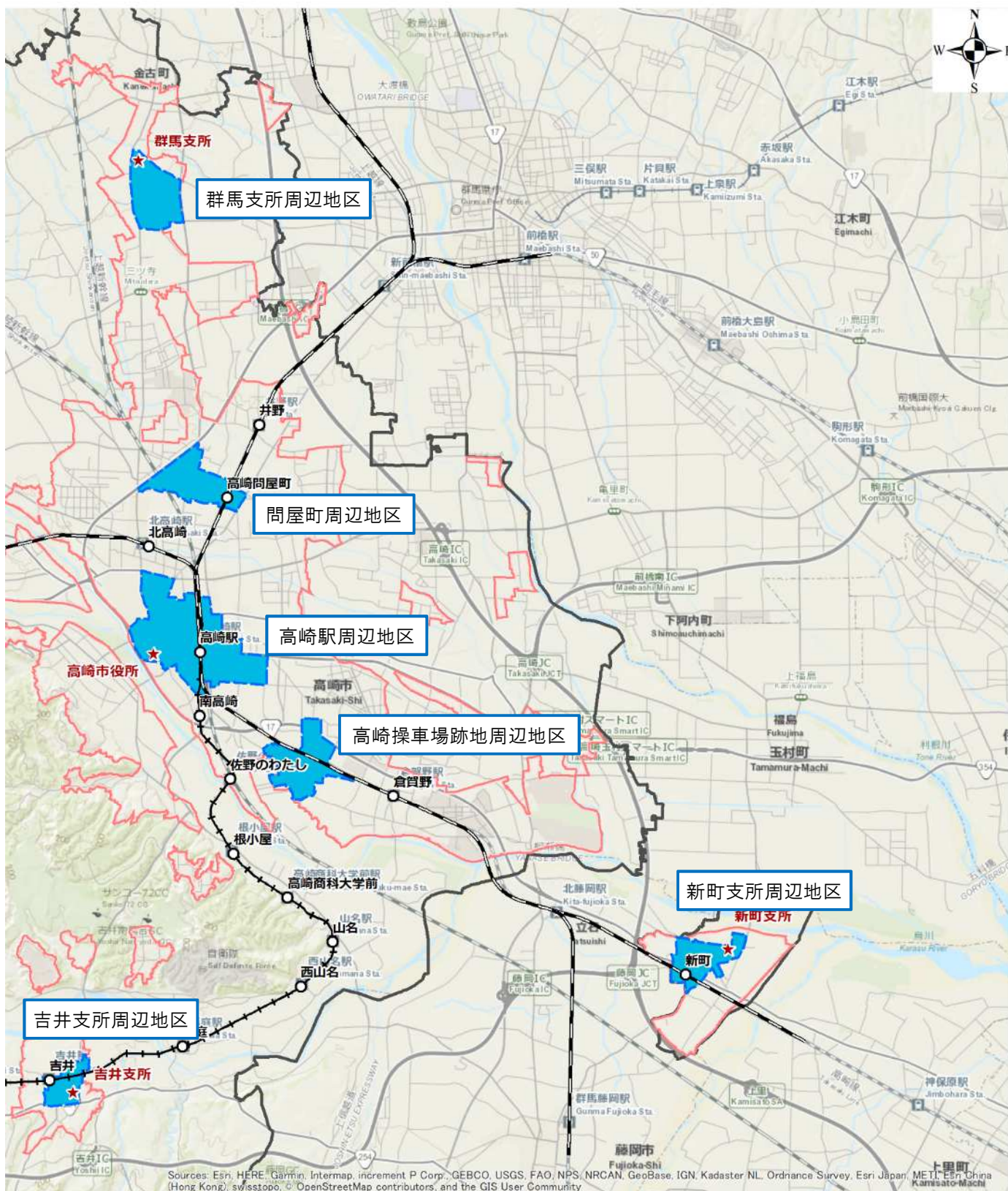
なお、各施設の定義は以下のとおりです。

区 分	定義（根拠法令等）
文化ホール・文化会館、市民センター	市民の芸術文化の向上に寄与する、イベント、展示、講座等を開催可能な施設
図書館	「高崎市立図書館条例」に基づく市立図書館
百貨店、大規模ショッピングセンター [店舗面積 1 万㎡以上]	「大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項」に定める、衣食住にわたる各種商品を扱う床面積が 10,000 ㎡以上の商業施設。
コンベンションセンター	多目的利用が可能な展示施設や大規模会議・国際会議に対応可能な会議施設を有する施設
病院 [病床数 20 床以上]	「医療法第 1 条の 5 第 1 項」に基づく病院
銀行・信金、郵便局等	入出金が可能な銀行等（「銀行法第 4 条」に基づく銀行、「信用金庫法第 4 条」に基づく信用金庫、「中小企業等協同組合法第 9 条」に基づく信用協同組合、「労働金庫法第 6 条」に基づく労働金庫）、「日本郵便株式会社法第 2 条」に基づく郵便局
市役所、支所	「高崎市の事務所の位置を定める条例」に基づく市役所本庁 「高崎市支所設置条例」に基づく支所
福祉会館、シルバーセンター	「高崎市福祉会館設置及び管理に関する条例」に定める施設
子育て支援センター	「児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項」に基づく施設 「高崎市子育てなんでもセンター設置及び管理に関する条例」に基づく施設
大型店舗 [店舗面積 1,000 ㎡以上 1 万㎡未満]	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める店舗面積 1,000 ㎡以上 1 万㎡未満の商業施設
展示・会議施設	会議や学会、展示会などが開催可能な会議施設を有する施設

(5) 都市機能誘導区域図







図面は誘導区域の概略を示すものです。区域の詳細については、都市計画課の窓口または市のホームページ（地図情報システム「まっぷdeたかさき」）でご確認ください。

### 3. 居住誘導区域に係る届出について

#### (1) 届出の対象となる行為

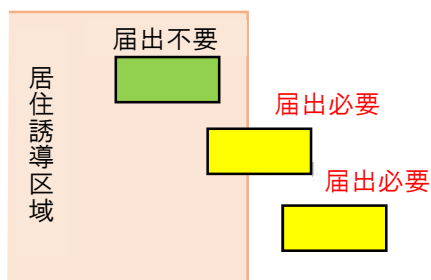
届出の対象となる行為は、居住誘導区域外で行う次の開発行為及び建築等行為となります。

(居住誘導区域については、P10～11の図を参照してください。)

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> </ul> <p>(例1)  <b>届出必要</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1戸または2戸の住宅の建築目的で、その規模が1,000㎡以上のもの</li> </ul> <p>(例2)  <b>届出必要</b></p> <p>1,000㎡ 1戸の開発行為</p>
	<p>(例3)  <b>届出不要</b></p> <p>750㎡ 2戸の開発行為</p>
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3戸以上の住宅を建築する場合</li> <li>■ 建築物を改築、または用途変更して3戸以上の住宅等などとする場合</li> </ul> <p>(例1)  <b>届出必要</b></p>
	<p>(例2)  <b>届出不要</b></p> <p>1戸の建築行為</p>

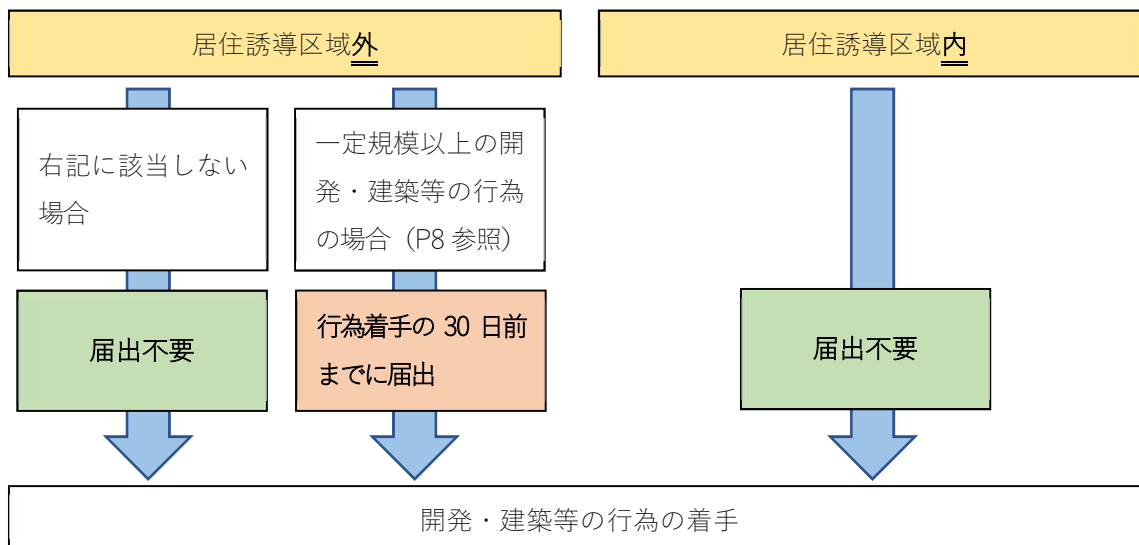
※住宅とは、戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅等を指します。詳しくは、建築基準法における住宅の取り扱いを参考にしてください。

【居住誘導区域における届出対象】



○左図のように、開発行為または建築等行為の区域が居住誘導区域内外にまたがる場合も届出が必要です。

## (2) 届出の流れ



※届出対象となる行為に**着手する日の30日前まで**に、都市計画課に届出が必要です。

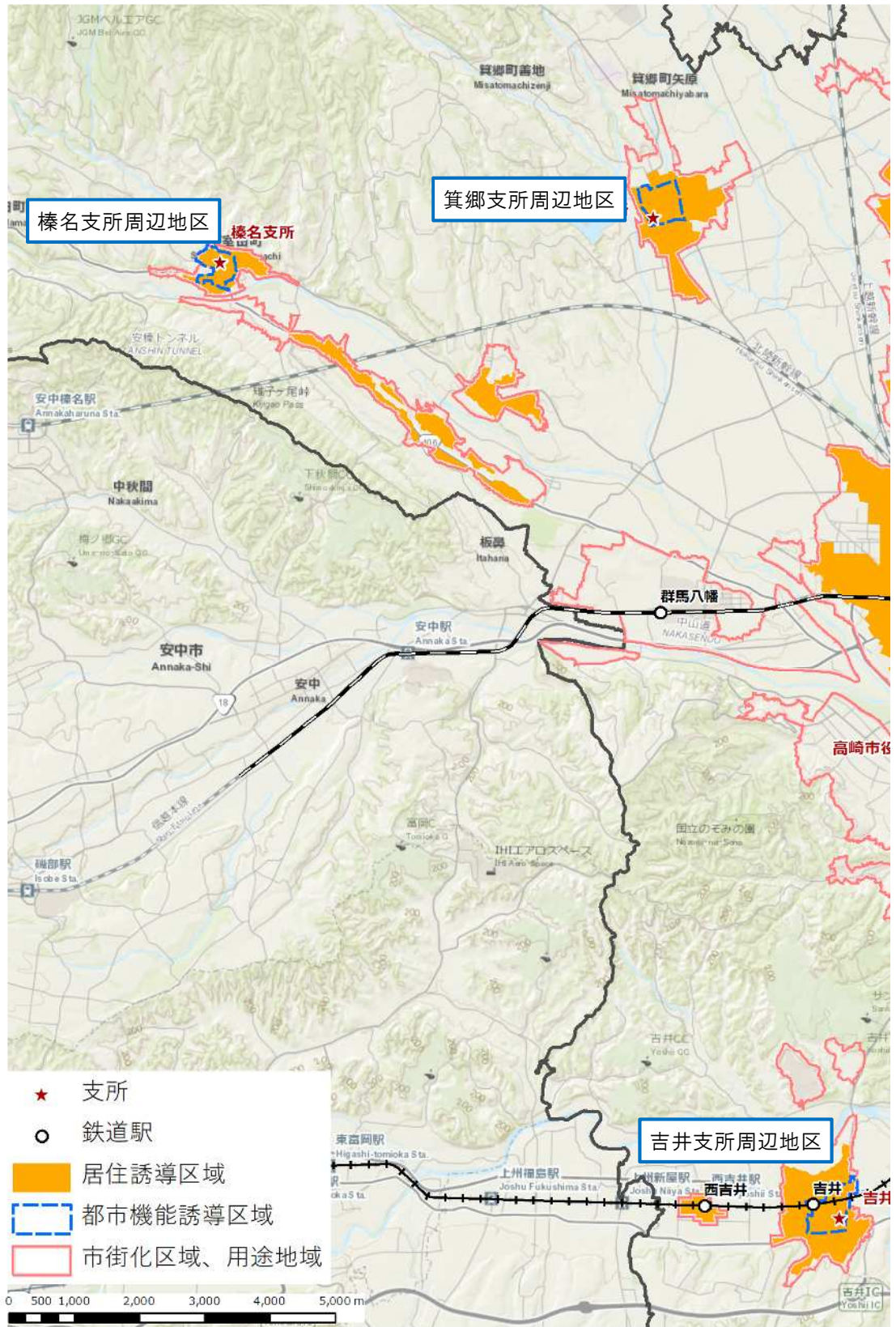
(注：開発行為と建築行為等が一体の場合はそれぞれの届出が必要です。)

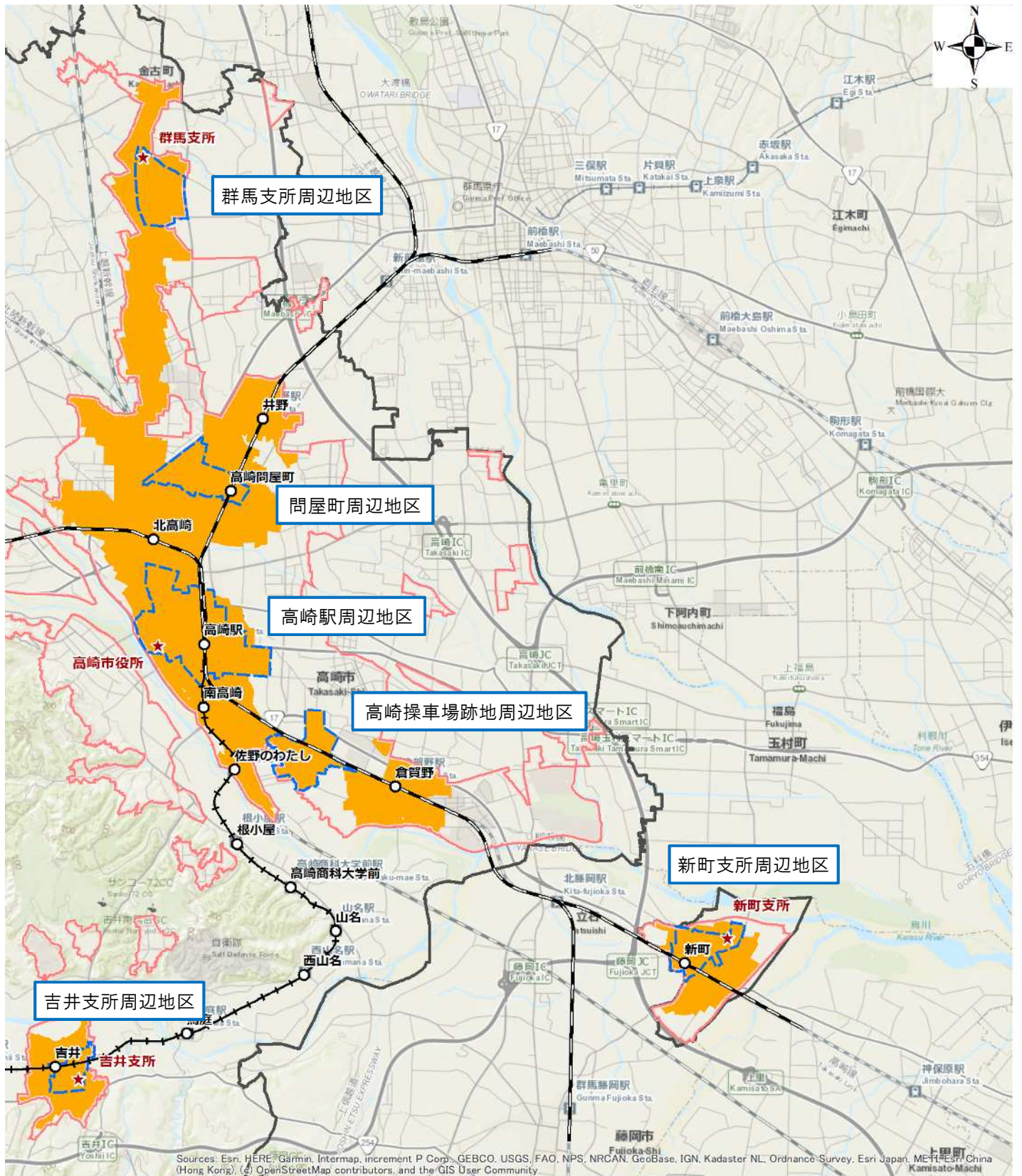
※届出制度の効果的な運用のため、開発許可申請や建築確認申請等に先行して届出されるようご協力をお願いします。また、事前のご相談もご検討ください。

## (3) 届出の対象とならない行為について

- 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの新築
- 建築物を改築し、又はその用途を変更して住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものとする行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

#### (4) 居住誘導区域図





図面は誘導区域の概略を示すものです。区域の詳細については、都市計画課の窓口または市のホームページ（地図情報システム「まっぷdeたかさき」）でご確認ください。

## 4. 法令の順守

### (1) 建築等行為や開発行為を行う時

○届出をしないまたは虚偽の届出をした者への罰則（都市再生特別措置法）

都市機能誘導区域外における届出（変更を含む）※1 や居住誘導区域外における届出（変更を含む）※2 に違反して、届出をしない者または虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金刑に処せられます※3。

なお、法人の代表者または法人もしくは代理人、使用人その他の従業者が違反した場合は、行為者を罰するほか、その法人または人に対して 30 万円以下の罰金刑に処せられます※4。

※1：都市再生特別措置法第 108 条 第 1 項または第 2 項

※2：都市再生特別措置法第 88 条 第 1 項または第 2 項

※3：都市再生特別措置法第 130 条 第 2 項または第 3 項

※4：都市再生特別措置法第 131 条

### (2) 不動産を取り扱う時

○重要事項説明書への記載に違反した者への監督処分（宅地建物取引業法）

宅地建物取引業者は、宅地もしくは建物の売買、交換もしくは賃借の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている宅地または建物に関し、その売買、交換または賃借の契約が成立するまでの間に、都市再生特別措置法にもとづく制限の概要を記載した書面を交付して説明する義務があります※5。

これに違反した場合は、指示処分※6 または業務停止処分※7 や免許の取消処分※8 を受けることもあります。

※5：宅地建物取引業法第 35 条 第 1 項の第 2 号

※6：宅地建物取引業法第 65 条 第 1 項、第 3 項

※7：宅地建物取引業法第 65 条 第 2 項の第 2 号、第 4 項の第 2 号

※8：宅地建物取引業法第 66 条 第 1 項の第 9 号

## 5. 届出書類と記入例について

### (1) 誘導施設に関する届出

届出対象行為	開発行為の場合	建築等行為の場合	届出内容変更の場合	休止・廃止の場合
届出様式	様式第18号 記入例1	様式第19号 記入例2	様式第20号 記入例3	様式第21号 記入例4
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○位置図 (1/20,000以上) 都市計画図に場所を明示</li> <li>○付近見取図 (1/2,500以上) 白図に場所を明示</li> <li>○土地利用計画図 (1/100以上)</li> <li>○予定建築物の内容が分かる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○位置図 (1/20,000以上) 都市計画図に場所を明示</li> <li>○付近見取図 (1/2,500以上) 白図に場所を明示</li> <li>○配置図 (1/100以上)</li> <li>○立面図 (2面以上) (1/50以上)</li> <li>○各階平面図 (1/50以上)</li> </ul>	開発行為・建築行為の添付書類と同様	—
提出部数	2部	2部	2部	2部

※届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。

### (2) 住宅に関する届出

届出対象行為	開発行為の場合	建築等行為の場合	届出内容変更の場合
届出様式	様式第10号 記入例5	様式第11号 記入例6	様式第12号 記入例7
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○位置図 (1/20,000以上) 都市計画図に場所を明示</li> <li>○付近見取図 (1/2,500以上) 白図に場所を明示</li> <li>○土地利用計画図 (1/100以上)</li> <li>○予定建築物の内容が分かる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○位置図 (1/20,000以上) 都市計画図に場所を明示</li> <li>○付近見取図 (1/2,500以上) 白図に場所を明示</li> <li>○配置図 (1/100以上)</li> <li>○立面図 (2面以上) (1/50以上)</li> <li>○各階平面図 (1/50以上)</li> </ul>	開発行為・建築行為の添付書類と同様
提出部数	2部	2部	2部

※届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。

(3) 記入例

様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係) (都市機能誘導区域に係る届け出)

**記入例 1**

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年 〇〇月 〇〇日 (宛先) 高崎市長

届出は工事着手の  
30 日前まで

届出者	住所	高崎市 〇〇町 XXX	
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
(代理人)	住所	高崎市 〇〇町 XXX	
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
	電話	〇〇〇〇〇〇〇〇	

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	高崎市 〇〇町 XXX
	2 開発区域の面積	5, 000㎡
	3 建築物の用途	商業施設 (店舗)
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年 〇〇月 〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年 〇〇月 〇〇日
	6 その他必要な事項	(建物名称) ドラックストア〇〇〇店 (延床面積) 〇〇〇〇. 〇㎡

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- 1) 位置図 (都市計画図 1/20, 000 以上) 及び付近見取図 (白図 1/2, 500 以上) に行為を行う土地を明示
- 2) 土地利用計画図 (1/100 以上)
- 3) その他、予定建築物の内容が分かる資料



誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

}

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為

建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和〇年〇〇月〇〇日  
(宛先) 高崎市長

届出は工事着手の  
30日前まで

届出者	住所	高崎市 〇〇町 XXX	
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
(代理人)	住所	高崎市 〇〇町 XXX	
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
	電話	〇〇〇〇〇〇〇〇	

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番 高崎市 〇〇町 XXX 地目 宅地 面積 5,000㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	病院
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(建物名称) 〇〇〇病院 (延床面積) 〇〇〇〇. 〇㎡ (着手予定) 令和〇年 〇〇月 〇〇日 (完了予定) 令和〇年 〇〇月 〇〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- 1) 位置図（都市計画図1/20,000以上）及び付近見取図（白図1/2,500以上）に行為を行う土地を明示
- 2) 配置図（1/100以上）敷地内における建築物の位置を表示
- 3) 建築物の2面以上の立面図（1/50以上）及び各階平面図（1/50以上）

行為の変更届出書

届出は工事着手の  
30日前まで

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 高崎市長

届出者	住所	高崎市〇〇町XXX	
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
(代理人)	住所	高崎市〇〇町XXX	
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
	電話	〇〇〇〇〇〇〇〇	

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和〇年〇〇月〇〇日

2 変更の内容  
・ 開発区域の面積の変更 (5,000㎡→5,200㎡)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇年〇〇月〇〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇年〇〇月〇〇日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 注3 変更の内容は、変更前及び変更後を対照させて記載すること。

(添付書類)

〈開発行為の場合〉

- 1) 位置図（都市計画図1/20,000以上）及び付近見取図（白図1/2,500以上）に行為を行う土地を明示
- 2) 土地利用計画図（1/100以上）
- 3) その他、予定建築物の内容が分かる資料

〈建築行為の場合〉

- 1) 位置図（都市計画図1/20,000以上）及び付近見取図（白図1/2,500以上）に行為を行う土地を明示
- 2) 配置図（1/100以上）敷地内における建築物の位置を表示
- 3) 建築物の2面以上の立面図（1/50以上）及び各階平面図（1/50以上）

誘導施設の休廃止届出書

届出は工事着手の  
30 日前まで

令和〇 年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 高崎市長

届出者	住 所	高崎市 〇〇町 XXX	
	氏 名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
(代理人)	住 所	高崎市 〇〇町 XXX	
	氏 名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
	電 話	〇〇〇〇〇〇〇〇	

都市再生特別措置法第108条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

〇〇〇スーパー（大型店舗）  
高崎市 〇〇町 XXX

2 休止（廃止）しようとする年月日 令和〇 年 〇〇月 〇〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

除却作業開始予定 令和〇 年 〇〇月 〇〇日

除却作業完了予定 令和〇 年 〇〇月 〇〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇 年 〇〇月 〇〇日 届出は工事着手の  
30 日前まで  
(宛先) 高崎市長

	届出者	住 所	高崎市 〇〇町 XXX	
		氏 名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
	(代理人)	住 所	高崎市 〇〇町 XXX	
		氏 名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
		電 話	〇〇〇〇〇〇〇〇	

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	高崎市 〇〇町 XXX
	2 開発区域の面積	3, 000 m <sup>2</sup>
	3 住宅等の用途	戸建ての住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和〇 年 〇〇月 〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇 年 〇〇月 〇〇日
	6 その他必要な事項	(住宅区画数) 10区画

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- 1) 位置図（都市計画図1/20,000以上）及び付近見取図（白図1/2,500以上）に行為を行う土地を明示
- 2) 土地利用計画図（1/100以上）
- 3) その他、予定建築物の内容が分かる資料

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>「住宅等の新築」                  { 建築物を改築して住宅等とする行為                  建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。</p> <p>令和〇年 〇〇月 〇〇日                  (宛先) 高崎市長</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">届出は工事着手の 30 日前まで</p>	
届出者	住所 高崎市 〇〇町 XXX 氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 印
(代理人)	住所 高崎市 〇〇町 XXX 氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 印 電話 〇〇〇〇〇〇〇〇
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番 高崎市 〇〇町 XXX 地目 宅地 面積 3, 000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定) 令和〇年 〇〇月 〇〇日 (完了予定) 令和〇年 〇〇月 〇〇日 (棟数戸数) 2 棟 (A 棟 6 戸、B 棟 10 戸)

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- 1) 位置図 (都市計画図 1/20, 000 以上) 及び付近見取図 (白図 1/2, 500 以上) に行為を行う土地を明示
- 2) 配置図 (1/100 以上) 敷地内における建築物の位置を表示
- 3) 建築物の 2 面以上の立面図 (1/50 以上) 及び各階平面図 (1/50 以上)

行為の変更届出書

届出は工事着手の  
30日前まで

令和〇年〇〇月〇〇日

（宛先）高崎市長

届出者	住所	高崎市〇〇町XXX	
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
（代理人）	住所	高崎市〇〇町XXX	
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印
	電話	〇〇〇〇〇〇〇〇	

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和〇年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容  
・住宅用区画数の変更（20区画→18区画）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇年〇〇月〇〇日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
3 変更の内容は、変更前及び変更後を対照させて記載すること。

（添付書類）

〈開発行為の場合〉

- 1）位置図（都市計画図1/20,000以上）及び付近見取図（白図1/2,500以上）に行為を行う土地を明示
- 2）土地利用計画図（1/100以上）
- 3）その他、予定建築物の内容が分かる資料

〈建築行為の場合〉

- 1）位置図（都市計画図1/20,000以上）及び付近見取図（白図1/2,500以上）に行為を行う土地を明示
- 2）配置図（1/100以上）敷地内における建築物の位置を表示
- 3）建築物の2面以上の立面図（1/50以上）及び各階平面図（1/50以上）

## 6. 届出に関するQ & A

Q 届出はなぜ必要なのですか。	A 誘導区域外における誘導施設や住宅の立地動向を把握するとともに、「まちづくり」における市の方針をお伝えするためのものです。
Q 建物の一部に「誘導施設」を含む複合施設は届出の対象となりますか。	A 一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。
Q 複数の「誘導施設」を有する建築物は、それぞれの届出が必要ですか。	A 複数の誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。
Q 3戸以上の「共同住宅」を複数棟、一度に建築する場合は、それぞれ届出が必要ですか。	A 複数の住宅を一度に建築する場合は、届出は1つとし、届出書や添付図面にその内容（A棟B棟…）が分かるよう記載してください。
Q サービス付き高齢者住宅や社宅等についても、届出対象の「住宅」となりますか。	A 実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱います。
Q 届出対象となる「開発行為」とはどのようなものですか。	A 「開発行為」とは、主として建築物の建築または特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指します。
Q 届出書の地目、面積は何に基づき記載すればよいですか。	A 地目は土地登記簿、面積は原則として実測に基づき記載してください。
Q 開発行為時に届出を行った場合でも建築行為時に届出は必要ですか。	A 開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要です。
Q 届出後、市から通知はありますか。	A 概ね14日以内に届出書の副本とともに受理通知書を交付します。

<問い合わせ先>

高崎市 都市整備部 都市計画課

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35-1

TEL : 027-321-1269 (直通)

E-mail : [toshikeikaku@city.takasaki.gunma.jp](mailto:toshikeikaku@city.takasaki.gunma.jp)